



【第 122 回】2016 年 9 月 22 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

配偶者控除の見直しは損得論を乗り越えて進めよ



キーワードは「働き方改革」と
「所得再分配機能の強化」

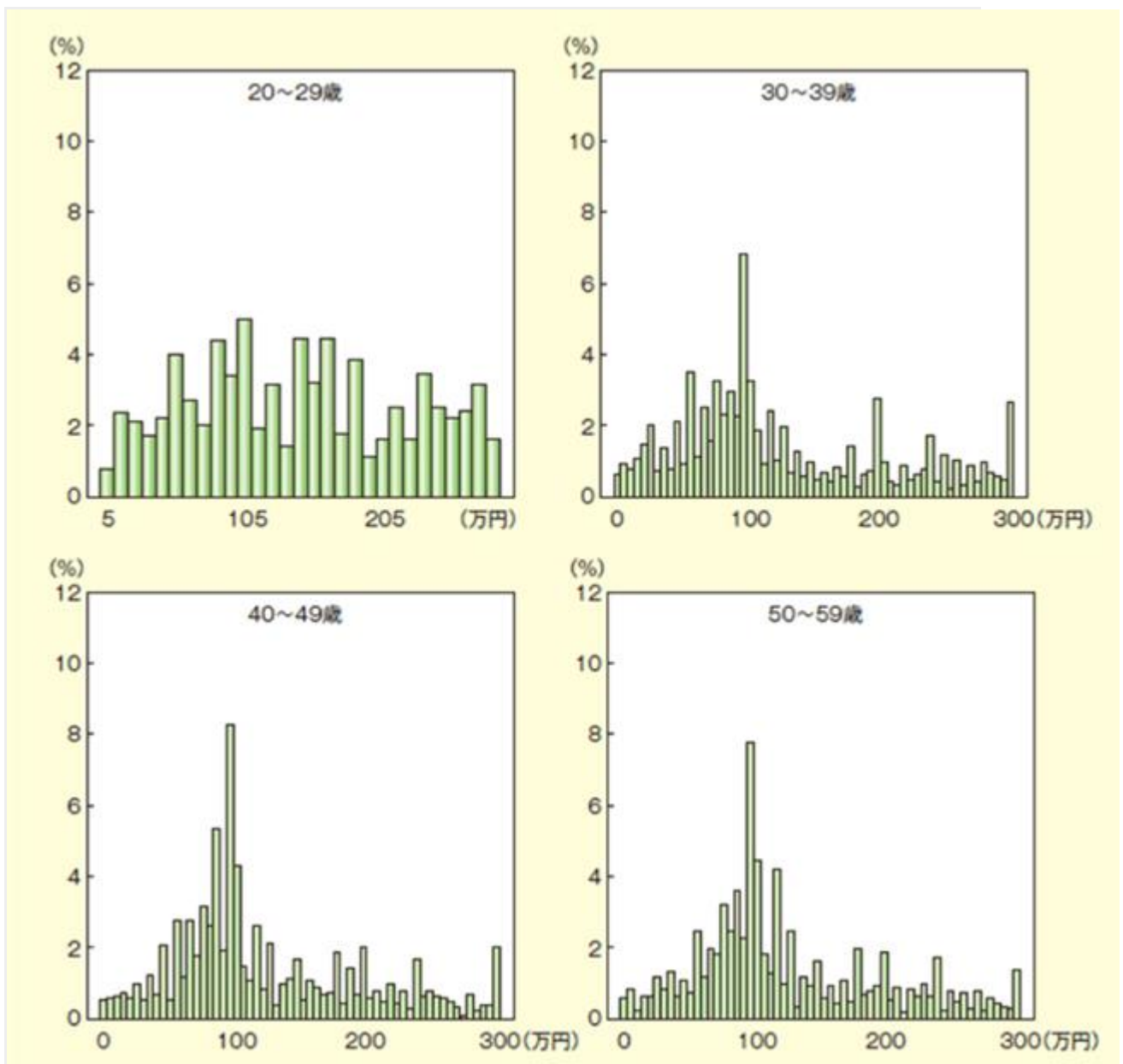
配偶者控除の見直しが来年度税制改正の大きな課題となっている。これまでたびたび見直しの必要性が指摘され、2 年前に具体案の選択肢が提示されながら、今日まで放置されたこの制度を抜本的に見直すことの意義は大きい。筆者も本欄の第 42 回、68 回、81 回などで指摘してきた。

配偶者控除は、配偶者が 103 万円以下の給与所得である場合、世帯主に 38 万円の所得控除を与える制度である。例えば妻が 103 万円以下の給与収

入で働く場合、夫は配偶者控除(38万円)の適用が受けられ税負担が軽減される。その上本人も、基礎控除(38万円)と給与所得控除(最低保障65万円)の適用を受け課税されない($103 - 38 - 65 = 0$ で課税所得はゼロ)。

103万円を超えても141万円までは、世帯所得の逆転現象を防ぐ観点から、配偶者特別控除が導入されている。しかし、多くの企業が103万円を超えると「配偶者手当」の支給を停止するため、厚生労働省国民生活基礎調査で既婚女性の所得分布(図表1)で見ると、103万円前後の所得で就労調整をしている。子育てなどの事情で長時間労働ができないという方も含まれているが、ここまで偏りがみられるのは、配偶者控除という制度が要因である。

◆図表 1:既婚女性の所得分布



内閣府男女共同参画局資料「平成 22 年度国民生活基礎調査」より

[拡大画像表示](#)

トヨタのように、この壁をなくすべく、配偶者手当を子ども手当へと変更した企業もあるが、多くの企業はそのままである。

いまだこの制度に固執する政治家や法学者がいるが、時代の変遷の中でこの制度の存続意義はなくなっており、廃止を前提に、「代わりにいかなる制度を構築するか」という点に議論をシフトさせる必要がある。

その際のキーワードは、「働き方改革」と「所得再分配機能の強化」である。

「働き方改革」の視点というのは、図表 1 に見るように、「103 万円の壁」は現実に存在しているので、これを廃止し配偶者の所得いかんにかかわらない制度することが、働き方の選択に対して中立的な税制の構築につながるということである。

では代わりにいかなる制度を構築するのか。これを考える際に念頭に置くべきことは、グローバル経済の中で先進国共通の課題ともいえる格差問題への対処で、それは「所得再分配機能の強化」ということである。

つまり、新たな制度に替える際、「高所得者の負担を重くし、中低所得者の負担を軽減する」という視点を入れるということである。具体的には、「高所得者により多くの減税効果が及ぶ所得控除制度」に代えて、「どの所得の世帯も同額の減税になる税額控除方式」にすることである。

抜本的な税・社会保障改革は 現政権下では非現実的

以上述べてきた、「働き方改革」と「所得再分配機能の強化」という 2 つの視点から、政府税制調査会が 14 年 11 月に示した 5 案を考えてみたい。

検討に当たっては、増減税中立（税収中立）という前提を置いた。2020 年のプライマリー黒字化という財政目標を政権が維持する限り、ほかで財源を調達しない限りこの見直しでの大減税はありえない、というのがその理由である。

◆図表 2:政府税制調査会の具体案

案	内容
A-1	配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充
A-2	配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充
B-1	移転的基礎控除(配偶者控除に替え、配偶者の所得計算の際控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転する制度)の導入と子育て支援の拡充
B-2	移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充
C	夫婦世帯を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充

A-1 案は抜本的な改革である。歳入(税制)と歳出(子育て支援)とを一体的に考える案であり、これが最も効果的・効率的であることは間違いない。

しかし、配偶者控除廃止で得られる財源 6000 億円を活用して、新たに子どもを持つ世帯に給付を行うような抜本的制度改革は、税・社会保障改革に積極的でない安倍政権の下では非現実的であろう。

筆者は 08 年に、配偶者控除を廃止して、子どもの数に応じた給付付き税額控除にする『給付つき税額控除—日本型児童税額控除の提言』(中央経済社)を行った。税額控除に変更する場合、税金をそれほど払っていない、あるいはまったく払っていない世帯には減税の恩恵は少ないか全く及ばないことになるのを避けるため、それらの者には給付をするというのが「給付付き税額控除」であるが、政府部内に検討に向けての動きはない。

そこで、次善策として、配偶者が控除できなかった(使い切れなかった)基礎控除を納税者本人に移転できる「移転的基礎控除」(B-1、B-2 案)が考えられる。

これにより「パート世帯」「片働き世帯」「共稼ぎ世帯」間のアンバランスがなくなるという大きなメリットがある一方、夫と妻の適用税率が異なる場合には、就労に抑制的な効果も生じることや、配偶者が 65 万円から 141 万円の場合に

は税負担が増加するという問題点がある。この案の詳細については第 68 回を参照いただきたい。

B-2 案は、世界に誇るワークライフバランスを作り上げたオランダで導入されているもので、所得控除を税額控除に替えていくので、所得再分配機能も大いに高まる効果がある。

しかし現実には、9 月 15 日付日本経済新聞のインタビューで、自民党政調会長が 5 番目の夫婦控除の具体案に触れるなど、C 案の「夫婦控除」に議論が集約されていくようだ。

国民全員が納得するようなマジックはない

では「夫婦控除」の根拠は何か。

「若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から、夫婦世帯に対して新たな控除を創設する」というのが政府税調の説明である。結婚をすれば配偶者の所得いかににかかわらず控除がもらえるので、税制が結婚に対して中立的ではなくなるという批判もあるが、わが国の置かれた少子化という現実の下では、税制がある程度結婚を支援することには、意義があるというべきであろう。

いまだ具体案は出していないが、新たに配偶者控除と同額の「38 万円の所得控除」を設けることになるのが常識的だ。

問題は、この控除の所得制限である。配偶者控除廃止に伴う税収 6000 億円の範囲内で控除を考える（税収中立という前提）とすれば、おそらく年収 600 万円前後の世帯で打ち止め・消失することになるのではないか。

現在配偶者控除には世帯年収の制限はないが、上述の案では 700 万円以上の高所得世帯は増税になる。これは「所得再分配機能の強化」という第 2 の目的を達成することの結果である。

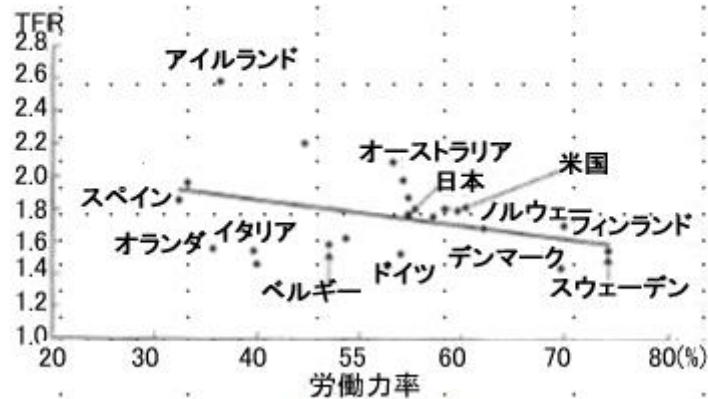
この効果をさらに高めようとするれば、例えば 38 万円の所得控除の 5% (所得 195 万円以下に適用される所得税の最低税率) である 1.9 万円の税額控除にするとか、それでは多くの世帯に増税となるので、10% (所得 330 万円以下に適用される所得税率) の 3.8 万円の税額控除にすることがより現実的な案だろう。その場合にも所得制限は必要となる。

このように、配偶者控除を夫婦控除に見直すと、必ず損得が生じる。負担余力のある者の負担を重くし、負担の重い者の負担を軽減することにより、格差拡大を防ぎ、経済社会を活性化させることを目指す以上、これはいわばやむを得ない必然である。国民全員が納得するようなマジックはない。

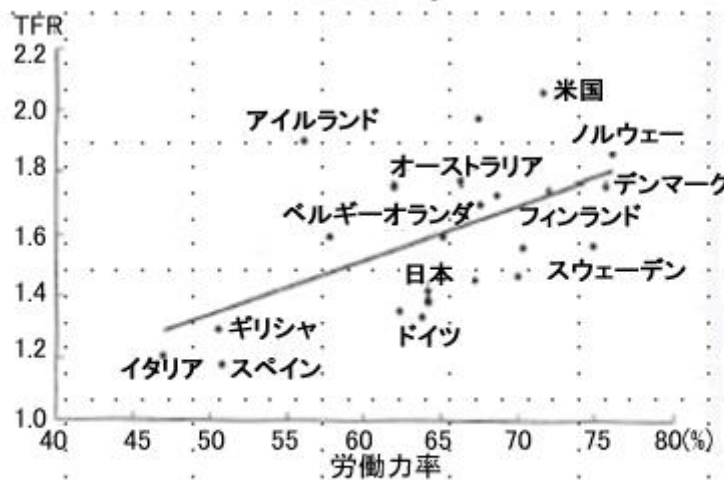
縦軸にOECD諸国の合計特殊出生率(TFR)を、横軸に女性の労働力率をとって、双方の関係を見ると、1980年には、女性の労働力率が高いほど出生率は低くなっており、双方は「負の相関関係」にあることがわかる。女性が働く比率が高いほど出生率が低いという事実である。

◆図表 3:女性労働力率と出生率(OECD統計等)

女性労働力率と出生率(OECD統計等)



1980年



2000年

しかし、20年後の2000年には女性の労働力率と出生率の関係は一変し、「女性の労働力率が高いほど出生率も高い」ということになった。OECD諸国が20年間で、双方の関係を逆転させたにもかかわらず、わが国は、女性労働力率は上昇したが、出生率は低下したのである。

今後は、国・会社・家庭の3つがスクラムを組んで、女性の労働力率を上げながら出生率の向上を目指すことが必要だ。そのための構造改革の手始めが配偶者控除の見直しだ。そしてこのような所得控除の改革は、今後も続いていくものと考えられる。